

魚津市告示第75号

魚津2040会議設置要綱を次のように定める。

平成31年4月24日

魚津市長 村椿 晃

魚津2040会議設置要綱

(設置)

第1条 将来の魚津市の公共施設のあり方等について、サービスと負担の視点も踏まえ、若い世代の意見や提案を公共施設再編方針の見直し等に反映するため、魚津2040会議を置く。

(所掌事務)

第2条 魚津2040会議は、魚津市の公共施設のあり方等に関して検討し、市長に対し意見を述べるものとする。

(構成)

第3条 魚津2040会議は、地域における産業、福祉、教育その他の識見を有する、20歳からおおむね40歳までの若年者によって構成する。

(会議)

第4条 魚津2040会議は、公共施設再編推進室長が必要に応じて招集する。

2 公共施設再編推進室長は、特に必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聞き、又は構成員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(進行役)

第5条 魚津2040会議に進行役を置く。

2 進行役は、魚津2040会議の進行を行い、会務を処理する。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、企画総務部総務課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
(この告示の失効)
- 2 この告示は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。